

登園許可証(医師記入)

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹を発見してから、5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (ベロ毒素を産生す大腸菌 O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること (症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
骨髄性菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

この登園許可証については、学校保健安全法および、子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、区医師会、保健所、保育課で協議を行い作成されたものを引用しています。

なお、上記の疾患については、医師の許可を頂いてからの登園となります。

品川学藝幼稚園 様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので、令和 年 月 日から
登園可能と判断します。

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

電話番号

医師名

* かかりつけ医の皆様へ

幼稚園では、集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人ひとりの園児が一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証のご記入をお願いします。

* 保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「登園許可証」を幼稚園へ提出してください。